

悪質商法から高齢者を守る！

今も続く 原野商法の 二次被害 に気をつけて！



事例

数十年前に別荘地として北海道の山林を購入した。最近になって売却しないかと業者から電話があった。そのためには測量や地盤改良が必要で、50万円ほどの費用がかかるという。売れるなら契約したいと思うが、見知らぬ業者なので心配だ。

アドバイス

- ・ 30～40年ほど前に、ほとんど価値のない原野を別荘地として売りつける「原野商法」の被害にあった方が再び狙われています。
- ・ 「整備すれば高く売れる」「買いたいという人がいる」といった勧誘で、全く売れるあてのない原野の**測量・地盤改良・インターネットなどの広告・土地管理などの高額な費用**を支払わせようとする手口です。
- ・ 業者は原野商法の購入者名簿や登記簿から所有者の情報を入手して電話をかけてきますので注意しましょう。
- ・ 最近では、原野商法の購入者名簿を使った**振り込め詐欺**も発生しています。
- ・ **訪問販売や電話勧誘販売**で、測量や広告などのサービス契約を締結した場合、**8日以内であればクーリング・オフが可能**です。

被害にあわないために！

- 売りたい気持ちがあっても、安易に話に乗ってはいけません。
- 不審に思ったら、**消費生活センター**へ相談しましょう！



わからぬことは、
センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437

